

○岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会設置要綱の制定について(通達)

(平成 17 年 11 月 18 日岡指第 428 号／岡会第 510 号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 12 月岡指第 566 号・岡会第 592 号

各部長  
首席監察官  
各所属長

岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要綱(平成 17 年 11 月 18 日岡指第 427 号、岡会第 509 号例規)の規定に基づくみだしの委員会の設置に関し、別添のとおり岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会設置要綱を定め、平成 17 年 11 月 18 日から施行することとしたので、誤りがないようにされたい。

別添

岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会設置要綱

第 1 趣旨

この要綱は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 8 第 1 項の規定による放置車両の確認及び標章取付け事務の委託に係る総合評価一般競争入札を行うに当たり、学識経験者からの意見聴取を円滑に実施するとともに、適正な業務の遂行を図るための岡山県警察放置車両確認事務の業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 任務

評価委員会は、次に掲げる事項についての意見照会に対して答申することを任務とする。

- (1) 総合評価落札者決定基準の策定
- (2) 落札者の決定((1)に規定する事項の意見照会において、併せて、当該総合評価落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見照会するものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限る。)

第 3 組織

評価委員会は、学識経験を有する者のうちから警察本部長が委嘱した委員 3 人で組織する。

第 4 委員長

- 1 評価委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定めるものとする。

- 2 委員長は、評価委員会の議長となり、議事を進行整理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときには、あらかじめ委員長の指名した委員が職務を代理する。

#### 第5 任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から、当該委嘱の原因となった放置車両確認事務の委託開始日までとする。
- 2 委員が事故等で欠けた場合は、警察本部長が新たに委員を委嘱するものとする。

#### 第6 遵守事項

- 1 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、入札に参加しようとしている者及び入札に参加している者に対し、援助を行ってはならない。

#### 第7 会議

- 1 評価委員会は、必要に応じ又は警察本部長の求めにより、委員長が招集する。
- 2 評価委員会の会議は、委員(委員長を含む。)2名以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会は、委員長が会議を開催するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときには、委員に対する回議をもって開催したものとするができる。

#### 第8 庶務

評価委員会の庶務は、交通部交通指導課において処理する。

#### 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。